

## 2) 現庁舎の現状と行政改革について

## 現庁舎（本庁舎・東風平庁舎）の概要

H20年10月

	本庁（具志頭庁舎）	東風平庁舎				
建築時期	具志頭中学校校舎 昭和52年3月（築31年） 1階：住民環境課～健康保険課 2階：議会事務局～企画財政課 昭和55年3月（築28年） 1階：トイレ～児童家庭課 2階：議会議事堂～委員会室 昭和56年3月（築27年） 西側1階：障害者作業所 2階：会議室・倉庫	平成9年3月（築11年） 田園クリニックとして建築				
	平成14年6月 具志頭庁舎に改装（用途替）	平成14年8月 東風平庁舎に改装（賃貸）				
床面積	2,381.03m <sup>2</sup>	2,094.31m <sup>2</sup>				
構造	鉄筋コンクリート造 2階建	鉄筋コンクリート造陸屋根 2階建				
敷地面積	7,872m <sup>2</sup> (2,381坪)	3,962m <sup>2</sup> (1,199坪)				
駐車可能台数	86台（公用車16台：来庁者用70台）	56台（公用車18台：来庁者用38台）				
維持管理費	細節	H19年度支出額	細節 H19年度支出額			
	需用費（光熱水費等）	7,854,464	需用費（光熱水費等） 6,793,142			
	役務費（保険料等）	89,790	役務費（保険料等） 281,701			
	委託料（警備管理等）	2,902,570	委託料（警備管理等） 5,157,765			
		使用料 借料	庁舎賃貸料 18,900,000			
			使用料 276,612			
42,256,044	小計	10,846,824	小計 31,409,220			
利用実態 ※課の配置 ※職員並びに臨時職員 (出先庁舎職員は下記に記載) 17課1局 職員総数 226名	課名	職員数	補助員	課名	職員数	補助員
	議会事務局	3		住民環境課	6	
	総務課	9		経済課	9	2
	行政経営課	7		農業土木課	10	3
	企画財政課	7		下水道課	6	4
	住民環境課	8	2	都市建設課	11	2
	税務課	14	6	学校教育課	6	3
	健康保険課	8	14	住民窓口	税務課	1
	社会福祉課	10			社会福祉課	1
	児童家庭課	8	2		健康保険課	1
	会計課	4	1		会計課	1
小計（人）		78	25	小計（人）		52 14
出先庁舎	設置場所	職員数	補助員	その他		職員数
区画整理課	旧商工会跡地	13	4	保育所（中央・あずま・みなみ・新城）		27
健康保険課	保健センター	5	2	小学校（東風平・白川・具志頭・新城）		4
社会教育課	東風平改善センター	5	1	中学校（東風平・具志頭）		2
	具志頭改善センター	3		幼稚園（東風平・白川・具志頭・新城）		15
	東風平社会体育館	3		給食センター（東風平・具志頭）		7
	歴史民俗資料館	4	5	出向（介護・高齢・県・国・広域行政等）		8
小計（人）		33-15-	12	小計（人）		63

## 現庁舎（本庁及び東風平庁舎）2庁舎体制の問題点について

### ※現状（大綱〔答申〕について、行政改革推進委員会からの付記意見）

分庁方式は、住民サービスの維持、向上と収容面積などを考慮してとられた措置であるが、このことが組織、人の分散化につながり、結果として、定員管理の適正化や、事務事業の迅速、効率的執行を阻害する要因になっている。また、両庁舎の維持管理費が年間約4,000万円に達し（省略）。合併の最大の目的は、スケールメリットの実現であり、このことは、庁舎を一本化し、組織、機構の集約化を進め、すべての住民サービスが一つの窓口で可能となる「ワンストップ行政サービス」体制の構築によって、より達成が可能となるものと思われる。

### ★住民サービスの面から

ア) 町民の多様化するニーズに対して迅速な対応が求められているが、用件が各部署にまたがるような場合、庁舎が分散していることにより対応が遅れている。（ワンストップサービスの向上が望まれている。）

※庁舎の分散：本庁舎・東風平庁舎・出先庁舎（区画整理課：健康保険課（保健センター）・社会教育課（改善センター・社会体育館・歴史民俗資料館）等

イ) 東風平庁舎に住民生活に密接する住民課窓口・総合窓口を設置しているが、専門的・複雑な手続については、本庁舎でしかできないものがあるため、町民に不便をきたしている。

住民環境課：住民異動に関する届出・戸籍に関する届出・印鑑登録・各種証明書発行・環境窓口等  
総合窓口：税務課（町税に係る諸証明の発行）  
：健康保険課（国保・老健資格取得及び喪失届出）  
：社会福祉課（身障各種受付・介護資格異動喪失受付）  
：児童家庭課（児童手当認定請求受付）等

### ※本庁舎でしかできない手続

住基カードの申請及び交付、外国人登録のこと、犯罪人名簿のこと

国保保険証交付・各療養費支給申請、相談（納付相談・福祉に関する相談）等、保育所入所申請受付  
ウ) 本庁舎が町の南端に位置するため、利便性に欠ける。

※県都、那覇市方面とは真逆になり、「住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適當な考慮をはらわなければならない。」という自治法第4条第2項で定められていたことに反しており、本庁舎利用に関し住民の時間的、経費的負担が大きい。

### ★事務事業の執行面から

ア) 庁舎の分散により業務効率の低下をまねいている。

- ①通常業務（調整会議等）において、各庁舎間の移動に時間と経費を要し業務効率が低下している。
- ②議会開催時において、関係職員は各庁舎から本庁舎への移動を強いられる。
- ③決裁がおりるまでに時間を要し、事務事業の迅速化が阻害されている。

イ) 庁舎が複数あることにより維持管理経費がかさむ。

- ①人件費、庁舎間移動に伴う経費、公用車やコピー機の維持費、庁舎維持管理費等、行政改革が進まない。

### ★定員管理の面から

ア) 定員管理上、職員は削減する方針（退職者の33%採用）であり職員配置に支障がある。

- ①住民サービスの低下をまねかないよう、東風平庁舎に住民環境課と総合窓口を設けているが結果職員を増やすことになっている。（同じ業務をするため非効率であり、また現体制では十分な業務もできなかったため住民サービスの低下をまねいている。）